

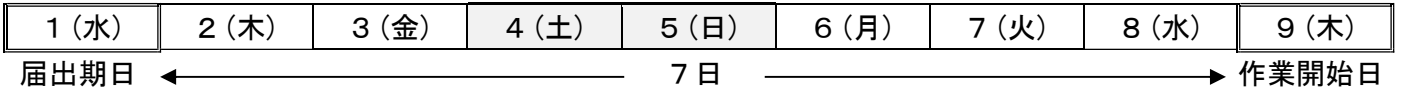
建設業のみなさまへ

特定建設作業の届出・規制について

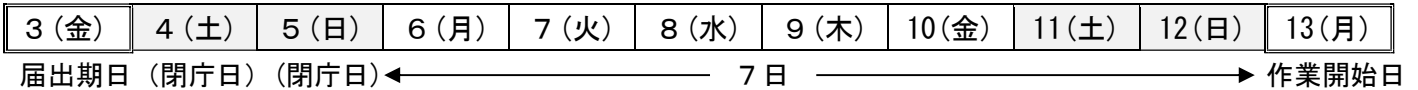
川口市内は騒音については全域が、振動については工業専用地域を除く全域が規制地域となっています。

騒音規制法・振動規制法に基づき、規制地域内で特定建設作業を行う方（元請業者）は特定建設作業の開始日の7日前まで（作業開始日が届出期日から8日以後であること）に、（1）所定の届出書、（2）付近見取図、（3）工事工程表を正副2部、届け出てください。

※ 作業開始日が9日(木)の場合は、1日(水)までに届出が必要です。



※ 作業開始日が13日(月)の場合は、3日(金)までに届出が必要です。



特定建設作業(騒音規制法・振動規制法)

騒音 振動

1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	1	くい打機(もんけん・圧入式を除く)、くい抜機(油圧式を除く)又はくい打機(圧入式を除く)を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	4	ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) ※ 騒音でさく岩機の届出も必要となります
5	コンクリートプラント(混練容量0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	(注) 1 開始した日に終わる作業は特定建設作業から除きます。 2 定格出力1PS(仏馬力)=0.7335kW 3 環境大臣が指定するバックホウ等は国土交通省のホームページから確認できます。 低騒音型・超低騒音型建設機械の標識	
6	バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業		
7	トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業		
8	ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業		



('97ラベル)

各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称		騒音	振動	備考	
既製くい	直打工法	もんけん(人力)	×	×	
		その他	○	○	
		振動工法	○	○	
	埋め込み工法	圧入工法	(注)	×	
		プレボーリング工法	×	○	先端打撃工法
		セメントミルク工法	×	×	先端根固め工法
	中堀工法	×	○		
現場造成くい(場所打くい)		×	×		

特定建設作業 ○:対象 ×:対象外 (注):くい打機、くい抜機のみ対象、圧入式くい打機は対象外

規制基準

特定建設作業を行う際には、規制基準を守ってください。

規制内容	区域区分	規制基準
基準値	1号・2号	騒音：85デシベル 振動：75デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時から午前7時
	2号	午後10時から午前6時
最大作業時間	1号	10時間/日
	2号	14時間/日
最大作業期間	1号・2号	連続6日
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日

1号区域	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 2号区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
	2号区域

- (注) 1 基準値は、特定建設作業を行う場所の敷地境界における値です。
2 区域区分は都市計画法の用途地域に基づいて定められています。

※ 届出様式は以下のアドレスからダウンロードできます。

(騒音) <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/4/4563.html>

(振動) <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/6/9/5373.html>

近隣対策について

建設工事では様々な近隣トラブルが発生します。トラブルを未然に防ぐために、以下の点に十分留意してください。

- ・工事施工前には近隣住民に工事内容・期間・作業時間等について説明をする。
- ・周辺環境に適した工法・対策を選択する。
- ・現場には、責任者の氏名、連絡先を表示し、苦情には迅速に対応する。

改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。

届出・問い合わせ先

川口市環境部 環境保全課 騒音振動係

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33 4階(朝日環境センター内)

TEL: 048-228-5389 FAX: 048-228-5311

E-mail: 090.05030@city.kawaguchi.saitama.jp

(市役所本庁舎からは離れていますので、ご注意ください。)

令和4年1月作成